

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和52年7月から54年3月まで

私は、母親から老後のために国民年金に加入するよう勧められ、昭和52年7月頃に、母親と一緒にA市役所B支所に行き、国民年金の加入手続を行った。その後、母親から勧められ、54年9月に付加年金にも加入した。同支所には、父方の従姉妹が勤務していた時期（申立期間当時、勤務していたかどうかは不明。）が有り、また、顔見知りも多く行きやすかったので、保険料も同支所で納付していた。

保険料を納付するため、母親と一緒に同支所に行ったことも有る上、当時、保険料を納付する資力は有ったのに、申立期間が未納の記録となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入者の被保険者資格取得日等から昭和54年9月頃に払い出されたと推認でき、申立人は、当該時点において52年7月1日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられるところ、申立人が加入手続を行ったと主張する同年7月頃における国民年金手帳記号番号の被保険者名を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、オンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は申立期間の保険料をA市B支所で毎月又は3か月ごとに納付したと主張しているが、上記の申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から見て、申立期間の保険料は過年度保険料となるため市町村では納付できず、これは申立人の主張と相違する。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間は未納の記録とされており、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年5月から60年3月まで

私は、市役所から送付されてきた納付書に現金を添えて、家から近くのA農協(現在は、B農協)で国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和57年5月1日に国民年金の強制加入被保険者として資格を取得した後、婚姻届日の59年5月*日に被保険者資格を一旦喪失していることが確認できるが、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であることから、申立人は国民年金の任意加入者となるため、改めて国民年金の加入手続が必要となるところ、申立人は婚姻に伴って市役所へ婚姻届を提出した記憶はあるが、国民年金の加入手続は行った記憶は全く無いとしている上、オンライン記録、申立人が提出した年金手帳及び申立人に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によれば、申立人は60年4月10日に任意加入の被保険者資格を取得した記録となっていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は市役所から送付されてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を1か月当たり約6,000円納付したと供述しているが、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直前の昭和57年10月から59年4月までの免除期間の保険料について、平成4年10月から6年3月までの間に1か月当たり5,220円から6,220円納付していることが確認できることから、この追納を申立期間の納付と混同している可能性がうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から60年9月まで

私の国民年金の加入手続は、20歳になった時に母親が行い、申立期間を含む現在までの保険料を母親名義の銀行口座から振替により納付してくれた。申立期間のうち昭和59年1月から60年3月までの期間は、3枚つづりの納付書を持っているので確かに納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の第3号被保険者の資格取得処理日等から、昭和61年4月頃に払い出されたものと推認できることから、当該払出し時点では、申立期間のうち54年3月から58年12月までは時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間から現在までA市（現在は、B市）に継続して居住していることから、同市が二度も申立人の加入手続を受け付けるとは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索によっても、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が提出した納付書は、昭和61年4月14日に発行された59年1月分から60年3月分までの国民年金保険料についての3枚複写の過年度納付書であるが、本来、申立人の母親が、当該納付書により保険料を金融機関の窓口で納付した場合、3枚目の「納付書・領収証書」のみが領収日付印欄に領収印を押した上で本人の控えとして返却されるべきところ、当該納付書には領収印は無く、申立人が3枚全てを所持していること

から、当該納付書によって保険料は納付されていないことが確認できる上、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、当該期間の保険料をA市役所で納付したと供述しているが、当該保険料は過年度保険料となるため、市役所で納付することはできない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間直後の昭和60年10月から61年3月までの保険料を、63年1月29日に一括して過年度納付していることが確認できることから、この時点では、時効が成立する前の納付可能であった当該期間のみ納付し、申立期間は時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人の母親は、「現在所持している納付書に記載された期間の保険料を一括して納付し、まとめて納付したのは1回だけだった。」と主張していることから、当該過年度保険料の納付と納付書に記載された期間の保険料納付とを混同している可能性がうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 12 日から同年 7 月 5 日まで
私は、昭和 40 年 3 月 10 日に中学校を卒業し、同年 3 月 12 日にA社に就職し、同年 5 月 15 日に船員手帳が交付された。
しかしながら、船員保険の加入記録は昭和 40 年 7 月 5 日からとなっており、申立期間が船員保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB中学校発行の証明書及び船員手帳により、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「就職した時は、船員手帳及び船員保険被保険者証は交付されていなかった。」としているところ、申立期間において申立事業所に勤務していた同僚の被保険者記録を見ると、当該同僚が主張する入社日（昭和 38 年 1 月 9 日）の約 2 か月後の昭和 38 年 3 月 6 日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、他の同僚は、「申立事業所では、試用期間を設ける場合と設けない場合があったが、設ける場合は、3 か月ぐらいの試用期間であった。」と回答していることから、申立事業所は、従業員を入社させた後すぐには船員保険へ加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立事業所は既に閉鎖されており、申立期間当時の代表取締役は既に死亡しているため、申立人に係る申立期間当時の勤務実態や船員保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）及び申立人の申立事業所に係る船員保険被保険者名簿の資格取得日は、いずれも昭和 40 年 7 月 5 日と記載されており、これはオンライン記録と一致している。

加えて、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿には、現在の加入記録のほかに申立人の名前は無く、申立期間において被保険者証の記号番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から船員保険料を控

除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 1 日から 29 年 4 月 1 日まで
② 昭和 29 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 8 月頃に A 社に就職し、1 年以上勤務した記憶があるのに、私の会社に係る厚生年金保険加入期間は、29 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの 2 か月間とされており、納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が名前を挙げた同僚 2 人の資格喪失日は、申立人のオンライン記録における資格取得日(昭和 29 年 4 月 1 日)より前の昭和 29 年 1 月 10 日及び同年 1 月 21 日であることから、時期は特定できないが、申立人は、申立期間①において、申立事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立事業所は、昭和 32 年 11 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の事業主の長男は、「父は高齢のため、照会に回答することは困難である。」としている上、同僚照会に回答のあった申立期間当時の同僚は、「申立人のことは知らない。また、厚生年金保険の取扱いについても不明である。」としていることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

また、申立人が後輩として名前を挙げた同僚 1 人の資格取得日は、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同日であることから、申立事業所は、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。